山形大学大学院理工学研究科博士前期課程（理学系）
新入生並びに父母等の皆様へ

山形大学諸会費納入事務局

諸会費等の納入について

合格おめでとうございます。皆様のご入学を心から歓迎いたします。

さて，ご入学にあたり，下記各団体等に係る趣旨説明書及び会費等の納入についてご案内申し上げます。

これらの団体等は，学生の皆様の教育や課外活動への支援等を通じて，有意義で安全な学生生活を送れるよう設立・運営されているものです。これら諸会費等の納入にあたっては，加入者が一括して納入できるよう，各団体等からの委任に基づき，山形大学内に山形大学諸会費納入事務局を置き，取りまとめることとしております。

つきましては，各団体等の趣旨説明書及びパンフレットをご確認の上，別添「払込取扱票」を利用して納入くださいますようご案内申し上げます。

【各団体の趣旨説明書】
https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/index.php?cID=6029

団　体　名　等	金　　額	備　　考
学生教育研究災害傷害保険	２，４３０円	学研災（２年間）　1,200 円 通学特約　550 円 付帯賠責（Aｺｰｽ）　680 円
山形大学理学部後援会	１２，０００円	会費
山形大学校友会	１０，０００円	生涯会費 払込票の記載事項を確認してください
合　　計	２４，４３０円	［321］

＊「払込取扱票」の通信欄に必要事項を記入し，最寄りのゆうちょ銀行で入学日の前日までに納入願います。

＊払込みの確認や納入後のお問い合わせのために，領収書は必ず保管くださいますようお願いいたします。

各　団　体　の　趣　旨　説　明　書

学生教育研究災害傷害保険

本学では，学生生活中に不慮の災害事故などにあった場合に，補償を受けることができる「学生教育研究災害傷害保険」，ならびに正課中（臨床実習，看護実習などの医療関連実習を除く。），学校行事中及びその往復途中で他人にケガをさせたり，他人の器物を破損したことにより生じる損害賠償責任事故を補償する「学研災付帯賠償責任保険」という制度への加入を勧めております。

これは，被保険者が大学の教育研究活動中に生じた事故，ならびに通学及び学校施設等相互間の移動中に発生した事故などによって，身体に障害を被った場合や，他人にケガをさせた場合に保険金が支払われるものです。インターンシップや教育実習等ではこの保険への加入が義務づけられている場合が多く，加入していない場合は参加できないことがあるため，原則として全員加入としております。

詳細については，ホームページに掲載されている「学生教育研究災害傷害保険のごあんない」及び「学研災付帯賠償責任保険のごあんない」等をご覧ください。

また，加入申込は保険料の納入をもって代えさせていただいております。保険証書は発行されませんので，やまがた大学ナビ！専用ページ（入学手続時にご案内）よりダウンロードいただける保険のごあんないや加入者のしおりは必ず保管願います。

なお，生活面をサポートする保険は，任意加入となっております。（「大学生協取扱の保険（学生総合共済等）」及び「学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）」等）
ご希望に合わせて加入願います。

保険資料は山形大学ナビ！専用ページに掲載されています

＜問い合わせ先＞山形大学エンロールメント・マネジメント部
学生支援課学生支援担当
TEL：０２３（６２８）４０１５

山形大学理学部後援会

理学部後援会は，別添会則のとおり理学部及び大学院理工学研究科の発展と充実を後援する目的で組織された父母等の団体です。その事業は，父母等の皆様の中から役員に就任いただき，父母等の皆様と綿密な連絡のもとに立案されます。

教育，厚生及び体育等各般についての意見や希望を拝聴しながら，大学当局との連絡・調整の上に運営されており，原則として全員加入をお願いしています。

つきましては，ご子弟の入学にあたり，父母等の皆様を会員としてお迎えすることになりますので，何卒その趣旨にご賛同の上，会員としてご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

＜問い合わせ先＞山形大学小白川キャンパス事務部
総務課総務担当（理学部）
TEL：０２３（６２８）４５０２

○山形大学理学部後援会会則

改正　平成23年4月1日一部改正
平成24年8月3日一部改正
平成27年7月24日一部改正
平成29年2月9日
平成30年7月13日
平成31年3月4日
令和3年3月26日
令和5年7月4日

第1章　総則

第1条　本会は，山形大学理学部後援会と称し，事務所を理学部内に置く。

第2条　本会は，次に掲げる会員をもって組織する。

(1)　正会員　理学部及び大学院理工学研究科(理学系)の学生の保護者又は保証人(以下「保護者等」という。)

(2)　賛助会員　本会の事業を賛助する者

第3条　本会は，理学部(大学院理工学研究科(理学系)を含む。本条及び次条において同じ。)と保護者等との連絡を緊密にするとともに，理学部の教育活動を援助し，もって大学教育の理想達成に寄与することを目的とする。

第4条　本会は，前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

(1)　理学部と保護者等との連絡

(2)　理学部教育事業の援助

(3)　課外活動の援助

(4)　その他本会の目的を達成するに必要な事項

第2章　役員及び任務

第5条　本会に次に掲げる役員を置く。

(1)　会長　1人

(2)　副会長　1人

(3)　理事　10人以内（ただし,会長が特に必要と認めた場合は,10人を超えることができるものとする。）

(4)　監事　2人

(5)　幹事　1人

(6)　書記　若干人

第6条　役員の選出は，次に掲げるとおりとする。

(1)　会長は，理事会において会員の中から推挙する。

(2)　副会長，理事及び監事は，会員の中から会長が委嘱する。

(3)　幹事は，小白川キャンパス事務部総務課長を会長が委嘱する。

(4)　書記は，小白川キャンパス事務部総務課職員及び学務課職員の中から会長が委嘱する。

2　前項第2号の理事は，理学部及び大学院理工学研究科博士前期課程の各学年の正会員の中から各1名を含めるものとする。

第7条　役員の任務は，次に掲げるとおりとする。

(1)　会長は，本会を代表し，会務を総括する。

(2)　副会長は，会長を補佐し，会長に事故ある場合，その職務を代行する。

(3)　理事は，本会の重要案件を審議する。

(4)　監事は，会計を監査する。

(5)　幹事は，事務を処理する。

(6)　書記は，幹事の命を受けて事務を処理する。

第8条　本会に顧問を置くことができる。

2　顧問は理学部長，その他適任者を理事会において推挙する。

3　顧問は会長の諮問に応じ，本会事業の遂行について，各般の意見を述べる。

第9条　役員の任期は4年を超えない範囲とする。ただし，重任を妨げない。補欠役員の任期は，前任者の残任期間とする。

第3章　機関

第10条　本会に審議決定機関として，理事会を置く。

2　理事会は，会長，副会長及び理事をもって構成する。

3　理事会は，原則として年1回開くものとする。ただし，会長が必要と認めたときは，臨時に開くことができる。

4　会長は，理事会を招集し，その議長となる。

第11条　理事会は，次に掲げる事項を審議決定する。

(1)　会務の報告

(2)　事業計画に関すること。

(3)　予算及び決算に関すること。

(4)　会則の改正に関すること。

(5)　会長の推挙に関すること。

(6)　その他理事会において必要と認めた事項

第12条　理事会は，その構成員の2分の1以上の出席がなければ，会議を開くことができない。ただし，委任状をもって出席にかえることができる。

第13条　理事会の議決は，出席者の過半数の同意をもって成立する。ただし，可否同数の場合は，議長の決するところによる。

第4章　会計

第14条　本会の経費は，会費，寄附金及び雑収入をもって充てる。

2　会費は，次のとおりとし，入学の際全納するものとする。

保護者等の区分	会費
理学部学生(編入学学生を除く。)	24,000円
編入学学生	12,000円
大学院理工学研究科博士前期課程学生	12,000円
大学院理工学研究科博士後期課程学生	12,000円

3　納入した会費は，いかなる事由によっても返金しない。

第15条　本会の会計年度は，毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第16条　本会に次に掲げる簿冊を備える。

(1)　会員及び役員名簿

(2)　議事録

(3)　会計簿

附　則

この会則は，昭和44年4月15日から施行する。

附　則

この改正会則は，昭和45年4月15日から施行する。

附　則

この改正会則は，昭和46年4月15日から施行する。

附　則

この改正会則は，昭和49年4月15日から施行する。

附　則

この改正会則は，昭和52年4月15日から施行する。

附　則

この改正会則は，昭和54年4月12日から施行する。

附　則

この改正会則は，昭和56年4月13日から施行する。

附　則

この改正会則は，昭和57年4月12日から施行する。

附　則

この改正会則は，昭和59年5月12日から施行する。

附　則

この改正会則は，昭和62年3月11日から施行する。

附　則

この改正会則は，平成3年3月7日から施行する。

附　則

この改正会則は，平成6年3月4日から施行する。

附　則

この改正会則は，平成8年2月19日から施行する。

附　則

1　この改正会則は，平成11年6月8日から施行し，平成11年4月1日から適用する。

2　大学院理学研究科は，改正後の山形大学理学部後援会会則第2条第1項1号の規定にかかわらず，平成11年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。

附　則

この会則は，平成23年4月1日から施行する。

附　則(平成23年4月1日一部改正)

この会則は、平成23年4月1日から施行する。

附　則(平成24年8月3日一部改正)

この会則は、平成24年8月3日から施行する。

附　則(平成27年7月24日一部改正)

この会則は、平成27年7月24日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附　則(平成29年2月9日)

この会則は、平成29年4月1日から施行する。

附　則(平成30年7月13日)

この会則は，平成30年7月13日から施行し，平成30年4月1日から適用する。

附　則(平成31年3月4日)

この会則は，平成31年3月4日から施行し，平成30年9月1日から適用する。

附　則(令和3年3月26日)

この会則は，令和3年4月1日から施行する。

附　則(令和5年7月4日)

この会則は，令和6年4月1日から施行する。

山形大学校友会

山形大学校友会は、学生の学業・課外活動への助成と各キャンパス間の交流活動を支援し、会員相互の親交を図り「山形大学コミュニティ」の醸成･強化に資することを目的に、平成 18 年 12 月に設立されました。会長は学長で、各学部の同窓会や後援会と連携を図りながら、学生の修学・課外活動・就職活動はじめ様々な事業を支援しています。校友会のホームページで様々な情報の発信を行っていますが、その他にもメールマガジンや会報等も利用して情報提供しております。コロナ禍で対面での交流が難しかったことを受けて“山形大学に係る全ての方が繋がる”ための「山形大学交流プラットフォーム」も開設しております。皆さま、ぜひご覧ください。

山形大学校友会ウェブサイト　　山形大学交流プラットフォーム

～大学院新入生の皆様へ～

山形大学校友会は、会費 10,000 円を一度納めれば生涯会員となります。

本学の学部卒業生の方は、学部入学時に校友会費を納めている可能性がありますので、会費納入の有無についてご確認の上、未納入の方のみお納め願います。

会費納入について不明の場合は、下記問い合わせ先にご照会ください。

＜問い合わせ先＞山形大学校友会事務局
TEL：０２３（６２８）４８６７

山形大学校友会会則

（名称）

第１条　本会は，山形大学校友会と称する。

（所在地）

第２条　本会は，事務所を山形市小白川町山形大学内に置く。

（目的）

第３条　本会は，山形大学（以下「本学」という。）の発展に寄与するため，学生の学業及び課外活動等への助成並びに全学的なキャンパス間の交流活動に支援を行うとともに，会員相互の親交を図り，「山形大学コミュニティ」の醸成・強化に資することを目的とする。

（事業）

第４条　前条の目的を達成するため，次の事業を行う。

(1) 学生の修学，課外活動及び就職に対する支援事業

(2) 本学と父母等との連携に対する支援事業

(3) 本学の運営に対する支援事業

(4) 同窓会等に対する支援事業

(5) 会員相互の親交を図るための事業

(6) その他必要と認める事業

（支部）

第５条　本会には，必要に応じて支部等を置くことができる。

（会員の構成）

第６条　本会は，正会員及び賛助会員をもって構成する。

（正会員）

第７条　正会員は，次の各号のうち会費を納入した者及び本会の趣旨に賛同し寄附をした者とする。

(1) 本学の学生（父母等の場合を含む。）

(2) 本学の卒業生

(3) 本学の役員及び教職員（退職者を含む。）

(4) 前各号に掲げる者以外の本学に関係する者

（賛助会員）

第８条　賛助会員は，次の各号に掲げる本学の各学部同窓会及び後援会等とする。

(1) ふすま同窓会

(2) 地域教育文化学部同窓会

(3) 医学部蔵王会

(4) 医学部樹氷会

(5) 一般社団法人米沢工業会

(6) 農学部鶴窓会

(7) 人文社会科学部後援会
(8) 地域教育文化学部後援会
(9) 理学部後援会
(10) 医学部医学科後援会
(11) 医学部看護学科後援会
(12) 工学部後援会
(13) 農学部後援会
(14) 山形大学ＯＢ・ＯＧ会

２　前号に掲げるもののほか，理事会が認める場合に限り，本学に関係する者が一定の目的の下で活動する団体を，賛助会員に加えることができる。

（会議）

第９条　本会に理事会を置く。

（理事会）

第１０条　理事会は，毎年１回以上開催し，次に掲げる事項について審議する。

(1) 役員選出に関すること
(2) 事業計画に関すること
(3) 予算及び決算に関すること
(4) その他本会の目的達成のために必要なこと

（決議の方法）

第１１条　理事会は，出席者の過半数をもって議決する。

（役員）

第１２条　本会に次の役員を置く。

(1) 会長　　１人
(2) 副会長　　２人（理事との兼職）
(3) 理事　　２５人以内
(4) 監事　　２人

２　理事及び監事の任期は２年とする。ただし，再任を妨げない。

３　任期満了前に退任した理事及び監事の補欠の任期は，前任者の残任期間とする。

４　役員は無報酬とする。

（選任）

第１３条　役員の選任は，次のとおりとする。

(1) 会長は，本学の学長をもって充てる。
(2) 副会長は，理事のうちから，理事会の承認を経て，会長が指名する。
(3) 理事は，次の区分により選出する。
　ア　本学の学生　　２人（学生幹事会から２人）
　イ　本学の学生の父母等　７人（各学部等後援会から１人）
　ウ　本学の役員及び教職員　　８人（山形大学校友会担当理事１人，当該学部の主担当教員１人，事務職員１人）

エ　本学の卒業生　　６人（各学部等同窓会から１人）

オ　会長が推薦する者　　若干人

(4) 監事は，本学の卒業生から１人及び本学の退職者から１人を選出する。

（任務）

第１４条　役員の任務は，次のとおりとする。

(1) 会長は，本会を代表し，会務一切を総括するとともに，理事会を招集して会議の議長となる。

(2) 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるときは，その代理を務める。

(3) 理事は，理事会を構成し，本会の事業運営に当たる。

(4) 監事は，本会会計を監査し，理事会に報告する。

（専門委員会）

第１５条　校友会に関する専門的事項を審議するため，理事会に山形大学校友会専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

２　専門委員会に関する必要な事項は，別に定める。

（学生幹事会）

第１６条　本会に，学生の立場で本会各事業に参画するため，学生幹事会を置く。

２　学生幹事会に関する必要な事項は，別に定める。

（経費）

第１７条　本会の経費は，会費及び寄附金その他の収入をもって運用する。

２　本会の会計年度は，毎年４月１日に始まり，翌年３月３１日に終わる。

（会費）

第１８条　会費は，10,000 円とし既納の会費は返還しない。

２　会費は，本学の学生（保護者の場合を含む。）においては入学手続きの際，その他の会員においては入会時納入するものとする。

３　賛助会員は，会費納入の義務はない。

（事務局）

第１９条　本会に，その業務を処理するため，事務局を置く。

２　事務局は，本学総務部内に置く。

（その他）

第２０条　この会則に定めるもののほか，本会の運営に関する必要な事項は，理事会において定めることができる。

附　則

１　この会則は，平成１８年１２月６日から施行する。

２　平成１８年３月３１日に在学する学生の保護者に係る会費の納入は，第１５条第２項の規定にかかわらず，当該学生が卒業及び修了する際に納入するものとする。

３　この会則の施行の際，会長の選出に当たっては，第１０条第１号の規定にかかわらず，理事会の推薦に基づき選出するものとする。

附　則

この会則は，平成２０年２月２０日から施行する。

附　則

この会則は，平成２１年２月１８日から施行する。

附　則

この会則は，平成２１年６月１７日から施行する。

附　則

1　この会則は，平成２３年７月７日から施行する。

2　平成２３年度入学者のうち，東日本大震災の被災により，平成２３年度に係る前期分の授業料免除（半額免除含む）となった学生（大学院生含む）に限り，第１４条に規定する会費の納入を免除するものとする。

3　前項該当者のうち，会費を納入した者については，第１４条の規定にかかわらず，既納の会費を返還するものとする。

附　則

1　この会則は，平成２４年６月１９日から施行する。

2　平成２４年度入学者のうち，東日本大震災の被災により，平成２４年度に係る前期分の授業料免除（半額免除含む）となった学生（大学院生含む）に限り，第１４条に規定する会費の納入を免除するものとする。

3　前項該当者のうち，会費を納入した者については，第１４条の規定にかかわらず，既納の会費を返還するものとする。

附　則

この会則は，平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この会則は，平成２７年６月２４日から施行する。

附　則

この会則は，令和５年２月２０日から施行する。

附　則

この会則は，令和６年２月２０日から施行する。